

事務局規程

(目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND（以下「法人」という）の定款第19条第1項および第2項に規定する事務局および職員について、労働基準法その他労働関連法規に別段の定めがある場合のほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局員
- (3) その他、代表理事が任免する者

2 前項第1号に定める事務局長は、労働基準法第41条第2項に定める「監督若しくは管理の地位にある者」とする。

(職務)

第3条 事務局長は、役員命を受け事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 職員は、事務局長の指揮監督に誠実に従い、事務に従事する。

(附則)

この規程は令和4年4月1日より施行する。